

# 消費税および地方消費税（個人事業者）の中間申告と納付

消費税および  
地方消費税の中間申告と  
納付が必要な個人事業者とは？

個人事業者の方で、令和3年分の確定消費税額（地方消費税は含みません。）が48万円を超える方は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。

※令和3年分の確定消費税額とは、令和3年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、修正申告もしくは、期限後申告を行った場合、または更改もしくは決定が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。



## 口座振替の前納、早割を利用すると、国民年金保険料が割引されます

- 当月末に口座振替する方法のことを「早割」といいます。
- 自動引き落としなので納め忘れの心配がなく「安心」です。
- 手続きは一度だけで済みますので「簡単」です。
- 納めに行く手間が省け「便利」です。
- 現金で納付するよりも「お得」です。
- クレジットカードでの納付もできます。（前納額は現金払いの前納と同額です。）

### 現金納付と口座振替の

#### 割引制度を利用した場合の保険料納付額の比較

	毎月納付の納付額	現金(納付書)前納の納付額	口座振替による納付額	
			早割	前納
1か月	16,590円		16,540円 (割引額50円)	
6か月	99,540円	98,730円 (割引額810円)	99,240円 (割引額300円)	98,410円 (割引額1,130円)
1年分	199,080円	195,550円 (割引額3,530円)	198,480円 (割引額600円)	194,910円 (割引額4,170円)
2年分	397,320円	382,780円 (割引額14,540円)	396,120円 (割引額1,200円)	381,530円 (割引額15,790円)

※毎月納付の納付額は、納付書による毎月納付および翌月末振替の口座振替の額となります。

※保険料額は、令和4年度の額です。（2年分については、令和5年度の保険料を含みます）

※「早割（当月末保険料を当月末に引落し）」は、月々50円割引となります。

※早割申込後最初の口座振替は前月分（割引なし）と当月分（50円割引）の2か月分となります。

### 口座振替の手続きは簡単です！

役場住民課  
帯広年金事務所  
金融機関

のいずれかに  
「口座振替納付申出書」  
を提出するだけ

#### 【持参するもの】

- 納付書など基礎年金番号のわかるもの
- 預（貯）金通帳と通帳届出印

#### 【注意事項】

- 口座振替の場合、月末が休日のときは翌営業日が引落し日となります。
- 前納の申し込みは、「1年分」・「2年分」および「上期6か月分（4月～9月）」は**2月末日**まで、「下期6か月分（10月～3月）」は**8月末日**までにお願いします。いつでも申し込むことができますが、申込み後、前納が始まるまでの分は、毎月納付（翌月末納付）となります。

## 保険料は口座振替での前納、早割が便利でお得です！

国民年金からのお知らせ

消費税および  
地方消費税の中間申告と  
納付が必要な個人事業者とは？

個人事業者の方で、令和3年分の確定消費税額（地方消費税は含みません。）が48万円を超える方は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。

※令和3年分の確定消費税額とは、令和3年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、修正申告もしくは、期限後申告を行った場合、または更改もしくは決定が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

令和3年分の確定消費税額（※）	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	令和3年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその78分の22の地方消費税額	令和4年8月31日（水） (振替納税利用の場合の振替日) 令和4年9月28日（水）
400万円超 4,800万円以下	年3回	令和3年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその78分の22の地方消費税額	詳しくは、国税庁ホームページ（ <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24200038/01.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24200038/01.htm</a> ）でご確認ください。
4,800万円超	年11回	令和3年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその78分の22の地方消費税額	

（※）「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額（申告書⑨欄の差引税額）をいいます。

当期の業績が悪化しているような場合には、「1 前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額および地方消費税額により中間申告・納付ができます。なお、この計算により税額がマイナスとなる場合でも、還付を受けることはできません。（マイナスとなつた場合は、中間申告税額は「0」になります。）また、仮決算による中間申告書は、提出期限（申告期限）を過ぎて提出することはできません。

新型コロナウイルス感染症の影響により、中間申告書を提出期限までに提出することが困難な場合には、その提出期限の延長が認められます。中間申告書を提出期限までに提出することが可能な場合において、その提出期限までに提出がなかつたときは、提出期限において「1 前年実績による中間申告」の方法による中間申告書の提出があつたものとみなされ、上記納付期限までに納税する必要があります。詳しくは、国税庁ホームページ（国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税など）を参照してください。

消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税には、振替納税が便利です。振替申込書は、国税庁ホームページから入手できます。

### 1 前年実績による中間申告

### 2 仮決算に基づく中間申告

の当面の税務上の取扱いに関するFAQをご覧ください。

問合せ先
帶広年金事務所（ 0155-25-8113 役場住民課戸籍年金係 574-2213）

消費税及び地方消費税の中間申告には、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」をご利用いただけます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

令和3年分の確定消費税額が48万円以下の「中間申告義務のない方」であつても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を所轄の税務署に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

※「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6か月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

十勝池田税務署 572-2172  
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>